

これで
迷わず対応
できる！



最新事例で
つかみやすい！

これで迷わず対応できる！

最新事例でつかみやすい！

税理士がおさえておくべき

非上場会社の ストックオプションの 実務

弁護士・税理士 小山 浩
税理士 間所 光洋
弁護士 飯島 隆博

第一法規

税理士がおさえておくべき

非上場会社の ストックオプション の実務

小山 浩（弁護士・税理士、森・濱田松本法律事務所パートナー）
間所 光洋（弁護士、森・濱田松本法律事務所パートナー）
飯島 隆博（弁護士、森・濱田松本法律事務所パートナー） 共著

【体裁】 A5判 / 274 頁

【定価】 3,850円 (本体: 3,500円 + 税10%)

“もしこのケースなら？”
に **即対応！**



イラストや図解で
スムーズに理解できる！



近年の注目の高まりを受けて
相談や質問を受けるようになった...



税務の基礎知識から、
多様化した最新形態における
活用事例まで把握できる！



ストックオプション導入による
期待効果は企業によってさまざま...



それぞれの形態ごとに
活用における
メリット・デメリットが明らかに！



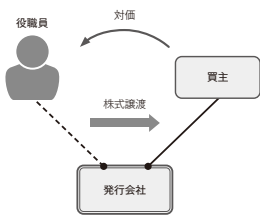
第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640

ストックオプションの税務を完全網羅！ 最新事例で実務のポイントを徹底解説！

4 税制適格ストックオプションの行使により 取得した株式を譲渡した場合



(1) 従業員の課税関係

従業員が税制適格ストックオプションを行使して取得した株式（特定株式）を譲渡したときに、譲渡価額と取得費（権利行使価額）との差額につき、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税されることになる（指法37の10。発行会社が上場していた場合には、指法37の11）。

従業員が特定株式の他に同一銘柄で別に取得していた株式がある場合、特定株式とそれ以外の株式は、それぞれ銘柄が異なるものとして、株式等に係る譲渡所得等を計算することになる（指法19の3②）。

また、税制適格ストックオプションは、上記のように特定株式を譲渡した場合のみならず、以下の事由により全部または一部の返還また

105

借方	金額	貸方	金額
現預金	××円	子会社に対する未収金	××円

親会社と子会社との間で精算を行わない場合、親会社において寄附金、子会社において受贈益が生じることになるが、完全支配関係にある親会社と子会社間であれば、グループ法人税制により、課税関係は生じない（税法25の2①、37②）。他方で、グループ法人税制が適用されない場合には、親会社において寄附金として損金算入されず、子会社において受贈益として益金算入される可能性がある。

(3) 子会社の課税関係

子会社においては、債務引受方式および現物出資方式のいずれであっても、付与対象者に対する前払費用が親会社に対する未払金になる（支払先が変更になる）のみである。

したがって、債務引受方式と現物出資方式のいずれを採用した場合であっても、次のような仕訳となる。

借方	金額	貸方	金額
前払費用	××円	親会社に対する未払金	××円

また、親会社と子会社との間で精算をする場合、以下の税務仕訳となる。

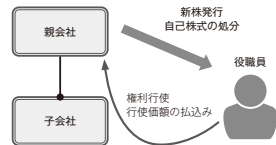
借方	金額	貸方	金額
親会社に対する未払金	××円	現預金	××円

174

なお、親会社と子会社との間で精算を行わない場合の課税関係については、上記②で述べたとおりである。

子会社で計上する前払費用について、いつのタイミングで損金算入できるか、という点が問題となる。この点について、子会社が親会社に対して未払金を支払った時に損金算入できるとの考え方もあり得る。しかし、子会社の従業員に対して付与されたストックオプションについても、法人税法54条の2第1項が適用されると考えられるため⁹¹、親会社に支払ったタイミングでは損金算入できないと思われる。

3 子会社の従業員がストックオプションを 行使した場合



(1) 従業員の課税関係

子会社の従業員に対して付与されたストックオプションが税制非適

91 松尾拓也＝西村英智子＝中島礼子編著「インセンティブ報酬の法務・税務・会計」219頁（中央経済社、2017年、共著）参照。

175

目次

第1部 基礎編

- 第1章 スtockオプション税制の全体像
- 第2章 税制非適格ストックオプションの税務
- 第3章 税制適格ストックオプションの税務
- 第4章 有償ストックオプションの税務
- 第5章 スtockオプション関係の手続き・規制

第2部 発展編

- 第1章 グループ内でストックオプションを付与した場合
 - 1. 概要
 - 2. 子会社の従業員に対してストックオプションを付与した場合
 - 3. 子会社の従業員がストックオプションを行使した場合
 - 4. 子会社の従業員がストックオプションを行使して取得した株式を譲渡した場合
 - 5. 子会社の従業員がストックオプションを譲渡した場合
 - 6. スtockオプションが消滅した場合

第2章 非居住者に対してストックオプションを付与した場合

- 1. 非居住者に対する所得課税の概要
- 2. スtockオプションにより生じた非居住者の所得に対する課税

第3章 M&Aにおけるストックオプションの処理

- 1. 発行会社がストックオプションを無償で取得する方法
- 2. 発行会社または買収会社がストックオプションを有償で買い取る方法
- 3. 組織再編に伴い、買収会社がストックオプションを付与する方法

第4章 相続人がストックオプションを行使する場合

- 1. 概要
- 2. スtockオプションの相続に対する課税
- 3. 相続人がストックオプションを行使した場合の課税関係

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キ リ ト リ 線

申込書〈第一法規刊〉

書 名	価 格	部 数
これで迷わず対応できる！最新事例でつかみやすい！ 税理士がおさえておくべき非上場会社のストックオプションの実務 [049734]	定価3,850円（本体3,500円＋税10%）	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) ☐代金引換により支払います。 ☐現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格＋送料)の合計が

1万円以下の場合、330円(税込)
3万円以下の場合、440円(税込)
10万円以下の場合、660円(税込)

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用
いただけません。

年 月 日

ご住所

事務所名

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、
このままFAXで下記宛お送り
ください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
☎FAX.0120-302-640

書店印

税理士 S O (049734) 2025.2 AZIP